

第180回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成29年3月27日(月)
午後1時30分～午後2時10分
場 所 群馬県庁7階 審議会室

第180回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成29年3月27日(月) 午後1時30分～午前2時10分
- 2 場 所 群馬県庁7階 審議会室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、堀越恒弘、齋藤利志子
大西 亘(代理 永江浩一郎)、石田寿(代理 佐藤榮一)
高橋 正、加賀谷富士子
- 4 欠席委員 田中麻里、小林 亨、小山洋、金子正一
久保田順一郎、大手治之、矢島征司
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 山口課長、林室長、岩崎次長、下田次長
建築課 杉田次長
- 6 議案
第1号議案 館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第180回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝山口課長)

お待たせいたしました。

ただいまから、第180回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在8名出席されております。

したがいまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りした「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第180回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、年度末のお忙しい中、委員の皆様方にはお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第に記載のとおり、審議事項が1件ございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(山口課長)

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承をお願いいたします。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。本日は、堀越委員さんと齋藤委員さんをお願いいたします。

次に、議案の審議に入る前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(岩崎次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただいまの説明のとおり、本日の議案については公開するという御提案ですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

それでは、本日も公開をして、傍聴を認めることといたします。
事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人入場)

(丸山会長)

事務局から本日の傍聴者について御報告をお願いいたします。

(岩崎次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が1名でございます。

(丸山会長)

傍聴の方には、先程事務局からお配りをいたしました「傍聴要領」をよく読んで、遵守して下さい。

「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただくことがありますので、御注意ください。

(丸山会長)

それでは、ただいまから、議案の審議に入りたいと思います。

第1号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(建築課・杉田次長)

建築課次長の杉田と申します。本日はよろしく申し上げます。第1号議案「館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」御説明いたします。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法で建築が制限されているところですが、群馬県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて特定行政庁が許可する場合は、建築が可能となっております。本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき許可申請されたもので、許可権者の特定行政庁である群馬県知事が本審議会に付議し、御審議いただくものでございます。

お手元の議案書1ページを御覧ください。建築基準法第51条ただし書の規定に基づいて付議しています。裏面の2ページを御覧ください。付議案件の概要となっております。

名称は、館林都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は、指定のない地域。申請者は、群馬県邑楽郡邑楽町篠塚38番1 株式会社グリーンマテリアル 代表取締役山下

隼平。所在地は、邑楽郡邑楽町大字篠塚字八丁4番3ほか7筆。敷地面積は、7,030.87平方メートル。主な施設は、産業廃棄物中間処理施設。処理能力は、一日当たり325.52トンの木くずを破砕する施設です。

付議の理由ですが、申請者の株式会社グリーンマテリアルは、現在邑楽町において、造園業者が排出する剪定枝や木造家屋の解体工事で発生する木くずの破砕処理を行っています。建築基準法第51条のただし書許可が必要な施設であることから、平成23年6月15日に群馬県都市計画審議会に付議し、同月30日付けで許可を受け、平成25年から操業しています。その後、木くずの受け入れ要望が増え、既存施設で対応できなくなったため、近接地で新たに、造園業者が排出する剪定枝や木造家屋の解体工事で発生する木くずの破砕処理施設を整備する計画です。新たに整備する施設も建築基準法第51条ただし書に基づく許可が必要であり、計画を審査したところ、その敷地位置が都市計画上支障がないものと考えられるため、本審議会に付議するものでございます。

それでは、周辺状況や申請地で計画している設備などについて、議案添付図面に沿って、御説明させていただきます。

お手元の図-1又はスクリーンを御覧ください。

こちらは、邑楽町の都市計画図になります。図面の上が北、赤塗り部分が申請地、緑色の線が道路になります。申請地は館林都市計画区域内にあり、邑楽町役場の南西約2.8kmの市街化調整区域に位置し、町道をはさんだ東側は、工業専用地域に指定されている鞍掛第二工業団地になります。申請地から最も近い学校・病院・保育所などの施設としては、町立長柄小学校が、北東約1.5kmに位置しています。図面の灰色の一点破線は、千代田町との行政界になります。

続きまして、お手元の図-2又はスクリーンを御覧ください。

申請地が千代田町との行政界に近いことから、こちらを用意してございます。こちらは、千代田町の都市計画図になります。図面の上が北、赤塗り部分が申請地、緑色の線が道路になります。千代田町役場の北約1.4kmに位置しています。申請地から最も近い学校・病院・保育所などの施設としては、町立西保育園が、南約1.1kmに位置しています。

続きまして、お手元の図-3又はスクリーンを御覧ください。

こちらは、付近見取図になります。図面の上が北、凡例を右下の枠内に示しています。申請地から最も近い住宅との距離は、40mです。黄色に塗られた申請地から300m以内の住民と、地元自治会の区長さん、近隣の工場に事業の説明を行いまして、御理解をいただいているところです。木くずの搬入経路をオレンジ色の矢印、搬出経路を緑色の矢印でそれぞれ示しています。申請地の前面道路、邑楽町道幹線6号線と県道赤岩足利線を通行する計画となっています。車両が出入りする申請地の前面道路は、通学路に指定されていません。

続きまして、お手元の図-4又はスクリーンを御覧ください。

こちらは、配置図になります。今度は図面の右が北に変わります。凡例を右下の枠内に示しています。図面右上の枠内には、敷地面積と建築物の概要を示しています。申請建築物の①が産業廃棄物処理施設、②が事務所になります。雨水排水は、敷地外には流出させないように、水色の部分、雨水貯留槽に貯留させる計画になっています。黄緑色の部分は緑地帯で、申請地の境界、赤線部分を、出入口を除きまして、高さ2mから2.5mの鋼

板で囲う計画にしています。

続きまして、お手元の図-5又はスクリーンを御覧ください。

こちらは、処理工程図になります。建物の平面図を利用して、廃棄物の処理設備の位置関係や、処理の流れを示しています。凡例は、右側の枠内に示しています。

それでは、木くずの破碎処理の流れを、図面に沿って御説明させていただきます。

まず、①から木造住宅の解体工事などで発生する木くずを受入れます。次に、②の保管場所に荷下ろしをして、混入物がないか目視による検査を行います。混入物があった場合にはそれを取り除いて、その木くずを③の重機で一次破碎機に投入します。一次破碎機で10cmから50cm程度の大きさに破碎された木くずは、磁選機で釘などの金属くずを取り除き、コンベアで二次破碎機に投入されます。その後、再度、磁選機で釘などの金属くずを取り除き、④の行程で、8cm以下に破碎されたチップは製品として選別されます。8cmを超える木くずは、コンベアで二次破碎機に戻され、同様の工程を経て、最終的に8cm以下のチップになります。チップは保管場所で一時保管された後、⑤の重機で搬出車両に積み込まれ、バイオマス発電施設の燃料として出荷されます。ダスト、切りクズは堆肥原料として出荷されます。木くずの破碎処理の流れについての説明は以上になります。

建物の車両出入口につきましては、騒音に考慮して、車両往来時以外は原則として閉鎖します。また、粉じん対策として、建物内にミスト散水設備を設置します。

続きまして、お手元の図-6又はスクリーンを御覧ください。

こちらは、産業廃棄物処理施設の設置手続きの概要になります。手続きの流れが3列縦にあります。まず、左の列の「廃棄物処理法」の手続きにつきましては、昨年10月26日付けで事前協議が終了し、この1月5日に、破碎処理施設の設置許可を受けています。続きまして中央の列の「建築基準法」の手続きについては、今年の2月7日に建築基準法第51条ただし書に基づく許可申請がなされ、本日に至っています。建築基準法第51条ただし書に基づく許可が得られた後は、開発許可申請、建築確認申請という流れになっています。申請者の意向によりますと、来年1月末頃からの施設の稼働を予定しているとのことです。お手元の図面とスクリーンによる説明は以上になります。

続きまして、敷地位置の妥当性について補足説明をさせていただきます。こちらについては資料はございません。

まず、計画施設は、建築物の解体等で発生する木くずを受け入れ、それらを破碎処理し、再製品化するという、循環型社会の推進に寄与する社会経済上必要な施設となります。

また、申請者は、平成25年から申請地の近接地で木くずの破碎処理工場を操業していますが、これまでにトラブルもなく、本計画についても周辺住民や地元区長に説明をし、御理解をいただいています。

騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等については、生活環境影響調査書から法令規制内の計画であり、適切な設備対応と、公害防止対策が図られていると考えられます。

以上のことから、計画は適切であり、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議するものでございます。説明は以上です。御審議よろしく願います。

(丸山会長)

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(堀越委員)

先程の説明で、バイオマス燃料の木質チップをつくって、残りの細かい切りクズは堆肥にするということですが、それは近隣の畜産農家に出すのですか。

(建築課・杉田次長)

はい。前橋の牧場らしいのですが、その牧場に出すことになっているということです。

(堀越委員)

はい、分かりました。

(丸山会長)

他に何かございますか。

(「なし」の声)

(丸山会長)

それでは、御質問もないようですので御意見を伺いたいと思います。本議案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

それでは、御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴者におかれましては、事務局の指示に従って、御退場ください。

(傍聴人退場)

(丸山会長)

それでは最後に「3 その他」についてでございますが、事務局から何かありますか。

(山口課長)

ここで委員の皆様にも、昨年度に引き続き、今年度も実施しております「パーソントリップ調査」につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

(丸山会長)

どうぞお願いいたします。

(下田次長)

都市計画課の下田と申します。これから、パーソントリップ調査につきまして、御報告させていただきたいと思っております。

群馬県では、平成27・28年度の2年間で、群馬県全域を対象といたしまして、パーソントリップ調査を実施してまいりました。パーソントリップ調査につきましては、昨年度の第176回都市計画審議会において既に情報提供をさせていただいているところですが、今回、鉄道・バス・自動車をどんな人が利用しているのか、また、どんな目的での活動がどこに多いのかなど、交通とまちづくりに関する現況につきまして、主な分析結果がまとまりましたので、御報告させていただきたいと思っております。

まず、パーソントリップ調査についてですが、パーソントリップ調査とは、「どのような人が」「いつ」「どのような目的・交通手段で」「どこからどこへ」移動したかについて調査するものです。ある目的を持った一回の移動を1トリップという単位で集計していくことで、移動の目的や訪れた場所、利用した交通手段といった“人の動き”を把握することができます。こちらの図に示しておりますように、ぐんまちゃんが自宅から勤務先に向かいまして、勤務を終えた後買い物をして家に戻るといったような動きをとった場合には、それぞれの目的に沿って、この動きの場合は3トリップという形で集計してまいります。

群馬県では、このパーソントリップ調査を平成27年度に群馬県の南部及び東毛地区の21市町村で実施いたしまして、それと足利市を含めまして調査してまいりました。平成28年度は、それ以外の群馬県北部の吾妻・利根・沼田・県央地域の一部の14市町村について実施し、平成27・28年度で群馬県全体の対象を終えたところです。

次の表につきまして、一部修正をお願いしたいのですが、27年度調査の有効回収率ですが、お手元の資料は27.1%となっておりますが、これは26.3%の記載ミスでございますので、お手元の資料の修正をお願いいたします。

群馬県全域で合計約24万世帯に調査票を配布いたしまして、そのうち約6万4千世帯、約14万人の方から回答をいただいております。

パーソントリップ調査から把握できる基本的な事項といたしましては、交通手段別の利用割合があります。今回の調査圏域全域で見ますと、全ての交通手段の中で自動車の利用割合が一番高くなっておりまして、78.1%となっております。これは、全国の他の地方都市圏と比較いたしましても、かなり高い数値となっております。

地域別にみていただきますと、特に北毛地域では自転車を利用しにくいという地形上の問題もありますが、自動車利用割合がより高くなっているということが窺えます。

それでは、今年度進めてきました現況分析の結果について御説明させていただきます。

まず、交通手段別の利用状況といたしまして、鉄道の主な利用者について御説明いたします。鉄道は有職者や学生の通勤・通学利用割合が全体の9割以上と圧倒的に多くなっておりまして、県央地域では通勤と通学の利用割合は同規模程度ですが、東毛地域や北毛地域では学生の通学利用だけで6割以上を占めています。区間別の鉄道利用者数については、図の赤いところが利用者の多いところですが、前橋市や高崎市などの複数路線が接続する駅に近い区間ほど利用者が多いことが分かります。ただし、図が小さくて分かりづらいのですが、上毛電鉄につきましては、前橋市の市街地に近い区間の利用が比較的少なくなっ

ておりまして、他の路線と異なる傾向があるという結果になりました。

続いてバスの主な利用者についてですが、着目的別にみますと、通勤や通学のほかに、買い物や通院、その他の私事でも多く利用されていることが分かり、特に東毛地域におきましては、65歳以上の高齢者の利用が約半数を占めているということが分かります。その一方で、北毛地域では学生の利用が6割程度と大きな割合を占めているのが、バス利用において特徴的となっております。

続いて自動車の利用状況になります。交通手段別の利用割合について過去からの推移をみてみますと、自動車免許保有率の増加に伴いまして自動車の利用割合が増加する一方で、自転車や徒歩の割合が大きく減少していることが分かりました。さらに移動距離別に着目してみますと、100m未満の移動でも26%が自動車を利用しており、群馬県では100m未満でも、4人に1人は自動車を利用しているという実態が明らかとなりました。

引き続きまして、高齢者の自動車利用状況に着目してみたいと思います。やはり自分で車が使える高齢者の多くが、自分で車を運転して生活していることが分かります。免許あるいは自動車を保有していないために、自分で車が使えない高齢者につきましては、徒歩や自転車による移動が4割強の一方で、約半数の移動というものが自動車送迎によって支えられているという実態が明らかになりました。自分で車が使えない高齢者であっても、鉄道・バスを利用している割合は3.5%程度にとどまっているという結果になりました。

続いての着目点は高校生のマイカー送迎の実態です。通学目的の代表交通手段をみますと、通学距離に応じて主要な移動手段は変化していきますが、通学距離に関わらず学校までの自動車送迎が一定の割合を占めています。さらに、鉄道を利用している高校生の中でも、駅までのアクセス手段に着目してみますと、自動車送迎の割合が南部地域では約3割、北部地域に至っては約7割を占めているという結果になりました。学校まで送迎してもらっている学生と駅まで送迎してもらっている学生を合わせますと、特に北部地域では約6割の学生が自動車送迎に頼っているという実態が明らかになりました。

続きまして、交通手段から離れまして、どこの場所に人が多く集まっているのか、地域の活動状況について集計した結果を御説明いたします。こちらの図は全ての移動目的を対象として、人が集まっている地域を立体的に集計したものです。赤色の棒グラフが特に人が集まりやすい地域となっております、図が小さくて見にくくて恐縮ですが、駅や市役所、商業施設などの周辺に活動が多く集中していることが分かります。中でも商業施設については、郊外の大型商業施設や大規模小売店舗に集中している活動が多く、郊外化が相当程度進展している現状が確認できました。特に象徴的なのがこちらの図になります。こちらは、衣類・電気製品などの不定期な買い物目的でよく訪れる場所について集計した結果ですが、一目御覧頂ければ分かりますとおり、特定の大型商業施設周辺に活動が集中しておりまして、その他の地域では、ほとんど活動が見受けられないのが群馬県の現状となっております。

最後に、社会情勢の変化、とりわけ人口減少によって、“人の動き”にどのような影響が見込まれるのかを御紹介いたします。

こちらの図は、平成27年現在と20年後の将来で、移動目的別のトリップ数がどのように変化するかを推計した結果です。ブルーのラインが現在、赤のラインが20年後、平成47年を予測しております。全ての目的でトリップ数が減少していることが分かりま

すが、とりわけ少子化の進展によって通学目的の減少率が最も大きくなっていることが分かります。

この少子化の影響を強く受けるのが、鉄道利用者数の将来の見通しとなっております。こちらの図は20年後の鉄道利用者数の増減率を示したのですが、多くの区間で20%以上減少することが見込まれております。その原因といたしましては、鉄道の主な利用者である高校生の通学利用が少子化の影響で大きく減少することにあります。人口減少率よりも早いスピードで鉄道利用者数が減少する見通しとなっております。予測では20年間で人口減少率は約14%と見込まれていますが、鉄道利用者数はそれよりも急速に減少いたします。減少率は22.3%となっております。とりわけ通学利用者につきましては、29.5%と3割近い減少が予測されております。

以上、本日御紹介いたしました現況分析結果から、主な問題点をまとめますと、このままでは将来的に鉄道サービス水準の低下は避けられず、通勤や通学等の機会や選択の幅が失われてしまう可能性があること。郊外の特定の施設しか行き先がないような都市構造になった場合、高齢者の外出機会が減り、健康を維持できなくなる恐れがあること。高校生の送迎を行うことが子育ての負担や経済活動の制約となっている可能性があること。これらのことが挙げられます。

これらの問題を解決し、多様な活動を今後も支えながら、ぐんまらしい持続可能なまちを実現していくために、平成29年度は本日御紹介させていただきました現況分析の結果も踏まえながら、群馬県の望ましい総合的な都市交通体系のあり方について計画を策定していく予定となっております。説明は以上となります。ありがとうございました。

(丸山会長)

それでは、今説明をお伺いして、御質問や御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

(丸山会長)

よろしゅうございますか。調査を踏まえた計画が策定されるということでもあります。事務局からその他に何かございますでしょうか。

(山口課長)

次回、第181回審議会の開催についてでございますが、通例によりますと平成29年第2回定例県議会後、6月頃の開催でございます。

具体的には、会長に御相談してから期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

そういうことでよろしゅうございますか。

それでは、そのようをお願いいたします。

これもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会：14：10)

(議事録署名人)
